

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第 6 項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 6 年 9 月 30 日

長野市監査委員	下 平	嗣
同	川 上	馨
同	若 林	祥
同	市 川	和 彦

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成27年度		包括外部監査分		(長野市長分)	
指摘事項		当初措置状況 (28年度)	令和5年度の措置状況	担当課	
3.24 温湯温泉利用施設(湯～ばれあ) (観光振興課) (意見) 入浴料の見直しによる入場者数の適正化について (報告書147ページ～148ページ)	<p>当該PFI事業では、PFI事業者にて平成26年度のサービス購入料155,370千円(運営維持管理分93,744千円、建設・設計分61,626千円)及び有料施設利用者数の増加分の対価21,071千円及びモニタリング業務委託料1,748千円を支出している。平成26年度の入浴料(使用料)収入43,077千円であり、支出超過(-)135,112千円となっている。</p> <p>温湯温泉利用施設(湯～ばれあ)において、建設当初の入場者数50,000人/年を想定して施設規模を決定し、運営委託契約等を締結しているが、入場者数は152,258人(平成26年度)であり、305%と高い状況である。そして、入場者数の約85%を高齢者(128,598人(平成26年度))が占めている。現在の入浴料(使用料)は、大人(中学生以上60歳未満)510円、高齢者(60歳以上)250円と低廉であるためと考えられる。</p> <p>温湯温泉利用施設(湯～ばれあ)設置目的は、温泉施設であり、高齢者の福祉の増進及び地域福祉活動の促進を図るための施設である(長野市温湯温泉利用施設の設置及び管理に関する条例第2条)。</p> <p>温湯温泉利用施設(湯～ばれあ)の現在の入浴料(使用料)については、開設後消費税増税による値上げを除いて変更されていない。一方、市では平成20年7月に行政サービスの利用者の負担に関する基準(長野市行政改革推進局)を設定している。</p> <p>温湯温泉利用施設(湯～ばれあ)について、市政サービスの利用者の負担に関する基準を適用すると、同施設は設置目的を踏まえて、温泉施設及び高齢者福祉施設(老人憩の家)に二分して算定することになる。</p> <p>算定の結果、温泉施設については入浴料(使用料)(大人)＝3,107円、高齢者福祉施設については入浴料(使用料)(高齢者)＝1,714円となった。現在の入浴料(使用料)は、大人(中学生以上60歳未満)510円、高齢者(60歳以上)250円であり、同基準による算定額と比べて極めて低い。入浴料(使用料)の増額改定が必要である。入浴料(使用料)の設定に当たり、入場者数が当初想定した規模まで減少することによって、PFIによる事業の支出超過が減額又は解消されることに努める必要がある。</p> <p>また、PFI事業の事業開始から9年経過したことから、当初の財政支出の削減効果を再評価して、PFI方式の導入による財政支出の削減効果があること、及び同削減額を修繕、更新、維持管理へ充当することを含めて、中期実施計画を策定することが求められる。</p>	<p>入浴料の見直しについては、H28年度中に「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づく改善策を検討する。</p> <p>また、PFI事業の終期を見据えた今後の事業計画を策定する。</p>	<p>当該PFI事業は令和2年度末をもって終了し、令和3年度から指定管理者制度に移行していることから、指定管理による運営改善の視点で考えていくべき課題と思われる。</p> <p>市政サービスの利用者の負担に関する基準や、民間施設を含めた近隣同類施設の利用料金との比較等の観点から、当該施設の利用料金見直しが必要と考えており、令和6年度中を目途に見直しを検討している。</p> <p>施設管理の現況としては、令和5年度4～12月までの入場者数は75,531人(前年比105.6%)、うち高齢者(60歳以上)59,815人(全体に対する割合79.2%)、入浴利用料金26,746,525円(前年比105.9%)で、コロナ禍前の状況に回復してきている。</p> <p>今後も利用料金見直し等により収支改善を図っていく。指定管理者更新の機会を捉え、指定管理者からの提案による事業計画書に必要な修正を加え、中期的な事業計画としていく。</p>	観光振興課	

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成27年度 包括外部監査分 (長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (28年度)	令和5年度の措置状況	担当課
<p>3.25 豊野健康増進型コミュニティ施設豊野温泉りんごの湯(意見) 施設の民間譲渡について(報告書153ページ～154ページ)</p>	<p>豊野温泉りんごの湯は、目標入場者数(年間)220,000人に対し、入館(入浴)利用者数は年々増加しており、平成26年度に208,292人となった。また、当期純利益3,337千円、市への利益配分1,001千円となっている。 平成27年7月に「長野市公共施設マネジメント指針」が示され、観光・レジャー施設に関して、示されている。 豊野温泉りんごの湯は、以下の理由から、「長野市公共施設マネジメント指針」の施設分類別の方向性に記されている検討の方向性を適用して、採算性のある施設として民間への譲渡を進めることが望まれる。 i) 豊野温泉りんごの湯は「集客施設であり、基本的に民間においても整備・運営が可能と考えられる」に該当している。 ii) 豊野温泉りんごの湯の設置目的は、「住民の健康増進とコミュニティ活動の促進を図るとともに、農村における新たな拠点施設として地域産業の育成とその振興を醸成し、もって住民福祉の向上と地域の活性化に寄与することを目的として、りんごの湯を設置する。」(長野市豊野健康増進型コミュニティ施設豊野温泉りんごの湯の設置及び管理に関する条例)としており、指定管理制度による行政としてのサービス継続の必要性が認められるような特段の内容はない。そして、施設の利用状況も良好である。</p>	<p>施設の民間譲渡については、市内・地域等関係者との協議を図り、今後の方向性を継続して検討する。 令和4年度は、コロナ禍の影響で宴会の売上が少ないことや、エアコンや温泉システムの故障により修繕費がかかってしまったことにより、指定管理者収支は約1,560万円の赤字となった。 令和5年度は、コロナが落ち着き利用客が増加している。また4月からは指定管理者が変わり、レストラン収入が増えており、売上が増加する見込みである。しかし、利用料金が安価等のため、令和5年度の指定管理者の収支計画は赤字を見込んでおり、令和6年度中に利用料金を改定する予定である。 施設維持管理に関する令和4年度の市の歳出決算は、源泉ポンプ交換等委託料に約290万円、エレベーター等修繕費に約270万円、露天風呂改修工事費に約490万円など、合計1,613万円を支出している。また駐車場敷地の一部は民間からの借地となっていて年額約310万円を負担している。 令和5年度の市歳出予算は1,069万円となっており、今後も施設設備の老朽化により修繕費用の増加が見込まれることから、これらの負担をどのようにしていくのか、民間譲渡を検討する上での課題となっている。</p>	<p>観光振興課</p>
<p>3.26 大岡観光施設(聖山パノラマホテル・テニスコート・マレットゴルフ場・オートキャンプ場)(意見) 施設の必要性和指定管理者制度の継続の可否について(報告書160ページ～161ページ)</p>	<p>大岡観光施設(聖山パノラマホテル・テニスコート・マレットゴルフ場・オートキャンプ場)は、スキー場の閉鎖(平成21年度)もあり、宿泊利用者数は平成26年度に3,700人余り、日帰り入浴者は平成26年度に3,000人弱、宴会レストラン利用者には3,000人余りと利用者数は極めて少ない。長野市立小学校の高原学校等の誘致や自社ホームページのリニューアル等の広告宣伝に努めているものの利用者数は減少している。また、テニスコート・マレットゴルフ場・オートキャンプ場は冬期に閉鎖されている。平成26年度より、冬期の日帰り入浴は金、土、日曜日及び休日の営業として、経費の削減に努めているものの、収支はあまり改善されていない。 平成27年8月に「長野市公共施設マネジメント指針」が示され、「基本方針3 効果的・効率的な管理運営と資産活用」の取組の柱の中で示されている。 大岡観光施設は、設置目的を「市民に健全な野外活動と保健休養の場を提供するため、観光施設を設置する。」としている(長野市大岡観光施設の設置及び管理に関する条例)。しかし、市民に健全な野外活動と保健休養の場を提供するには、利用者は極めて低調であることから、設置目的を十分に果たしておらず、指定管理制度による行政としてのサービス継続の必要性が認められない。そして、大岡観光施設は、基本的に独立採算により運営するものであるが、指定管理料14,000千円(平成26年度)を受けており、この支援は収入の約30%を占める。 「長野市公共施設マネジメント指針」に従い、大岡観光施設については、サービス・運営の改善を徹底し、なお利用者数が低い場合は、次期の指定期間より指定管理制度を廃止し、用途転用や廃止に向けた検討を行うことになると考える。</p>	<p>大岡地区では、既に当該施設を核とした観光・地域振興のための事業構想が策定され、大岡地区住民自治協議会を中心に、事業構想の実現に向けた取組が推進されている。 施設の必要性和指定管理者制度の継続の可否については、「長野市公共施設マネジメント指針」の趣旨を踏まえ、地域等関係者との協議を図り、今後の方向性を検討する。</p>	<p>・聖山パノラマスキー場が閉鎖した平成21年度以降、宿泊者が減少し、誘客が困難なことから、令和元年度から冬期休業の実施などによる経費削減を図っている。 ・夏期は、聖山キャンプ場の立地条件を活かした小学校の高原学校や、高校の合宿等の利用がある。利用者数は令和4年度は39校3,038人、令和5年度は43校2,875人である。 ・今後は、教育委員会など関係課と施設の在り方(方向性)について、協議を進める必要がある。 ・4月から新たに指定管理を行う業者からは高原学校等での利用に加えて、山岳リゾートとしての魅力を活かした新たな事業計画の提案もされているため、引き続き経費の削減と新規事業の収益化について協議を進める。</p> <p>観光振興課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成27年度

包括外部監査分

(長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (28年度)	令和5年度の措置状況	担当課	
<p>3.27 大岡アルプス展望公園施設 (アルプス展望公園、キャンパスハウス) (意見) 施設の必要性和指定管理者制度の継続の可否について (報告書166ページ～168ページ)</p>	<p>大岡アルプス展望公園施設の公園等利用者数は平成26年度7,206人(1日平均20人)、平成25年度8,387人、平成24年度9,883人と極めて少ない状況である。 一方、自主事業の地場の材料を使った飲食店・製パン業(カフェテラス モモ)の収入額が増加している。特に、平成26年度に善光寺門前等のサテライト店のオープンによって、自主事業収入が大幅に増加している。 一方、平成27年7月に「長野市公共施設マネジメント指針」が示された。同指針では、基本方針を示されている。 大岡アルプス展望公園施設は、設置目的を「アルプスの優れた展望及びふれあいと交流の場を市民及び観光客に提供し、もってその保養と地域の活性化に資するため、展望公園施設を設置する。」としている(長野市大岡アルプス展望公園施設の設置及び管理に関する条例)。しかし、アルプスの優れた展望及びふれあいと交流の場として提供するには、利用者は極めて低調であることから設置目的を十分に果たしておらず、指定管理制度による行政としてのサービス継続の必要性が認められない。なお、経費削減のため、キャンパスハウスの休館日を12月28日から翌年の3月31日までの日としており、アルプスの優れた展望及びふれあいと交流の場として提供という設置目的がさらに果たせなくなっている。 「長野市公共施設マネジメント指針」に従い、大岡アルプス展望公園施設については、サービス・運営の改善を徹底し、なお利用者数が低い場合は、次期の指定期間より指定管理制度を廃止し、用途転用や廃止に向けた検討を行うことになると考える。</p>	<p>「長野市公共施設マネジメント指針」の趣旨を踏まえ、地域等関係者との協議を図り、今後の方向性を検討する。</p>	<p>令和2年度はコロナの影響により利用者及び自主事業の喫茶店利用者も最低となり、現在は復調となったが令和元年度以前までの回復には至っていない。 当施設は旧大岡村当時は単に無人の展望台用途で設置され、北アルプスを一望できるビュースポット、一時的な立寄りの施設として利用されていた。絶好のロケーションを活かし、施設の有効活用を志向して、現指定管理者が観光客の更なる誘客と地産地消の地元食材を利用した飲食物の提供・地域住民との交流を目指して自主事業として喫茶店を営業してきた。 指定事業であるキャンパスハウスとしての利用は低調であるが、アンケートからも現状は喫茶・飲食を目的とした、リピーターの来場者が多くを占めており、自主事業が観光地の魅力と効用を高めるものとして評価できる。 また、建物周辺約11,000㎡の広大な芝生公園等の敷地は、支出している維持管理料以上に適切な管理が実施されており、観光スポットとしての魅力が維持されている。 ただ、現指定管理者からは当面の経営には問題ないが、将来的には高齢・後継者の不在を理由に、今後の継続した経営については消極的な言動が聞かれたため、今後は地元住自協とも施設の在り方について検討を進めていく。 なお、次期令和7年度指定管理の更新時においては、長期的で安定したアルプス展望公園の維持管理と貸付料の収入を得られるよう、自主事業の喫茶店部分を行政財産の貸付けにて対応すべく指定管理者と協議を進めている。</p>	<p>観光振興課</p>